

令和6年2月議会 福祉都市委員会報告資料

- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | 専決処分（家賃滞納者） | … 1 頁 |
| | 報告3号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について | |
| | 報告5号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について | |
| 2 | 専決処分（不法占有者） | … 4 頁 |
| | 報告4号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について | |
| 3 | 藤田公園の再整備時期の変更について | … 5 頁 |
| | （博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更関連） | |

令和6年2月21日

住 宅 都 市 局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第3号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者（表1）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第3号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 340,873	令和5年 11月29日	令和6年 1月18日
2			156,046	令和5年 11月29日	令和6年 1月18日
3			137,632	令和5年 10月28日	令和6年 1月18日
4			109,800	令和5年 7月29日	令和6年 1月18日

○和解に関する専決処分について

報告第5号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められる者(表2)と和解することについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表2 (報告第5号)

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 153,554	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日
2			86,533	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
3			65,745	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日
4			212,820	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
5			41,960	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
6			136,206	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日
7			159,080	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日
8			141,213	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
9			110,316	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日
10			269,119	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日
11			62,332	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日
12	<p>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。</p>		71,586	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
13			97,680	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
14			101,133	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
15			29,920	令和5年 11月29日	令和6年 1月26日
16			133,951	令和5年 10月28日	令和6年 1月26日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第4号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表3）に対し、住宅の明渡等を求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表3（報告第4号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		令和元年 12月10日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和6年 1月18日
2			令和5年 1月21日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和6年 1月18日
3			令和4年 10月16日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和6年 1月18日

○以上報告第3号ないし第5号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月19日

福岡市長 高島 宗一郎

藤田公園の再整備時期の変更について(博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更関連)

- 藤田公園については、市民局が「博多区新庁舎整備事業」において、新庁舎と一体となった公園再整備を行うこととしている。
- 本議会で、市民局より「博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更」議案が上程されており、藤田公園再整備の着工及び供用開始時期に遅れが生じるため、報告するもの。

【藤田公園(北)再整備工事】

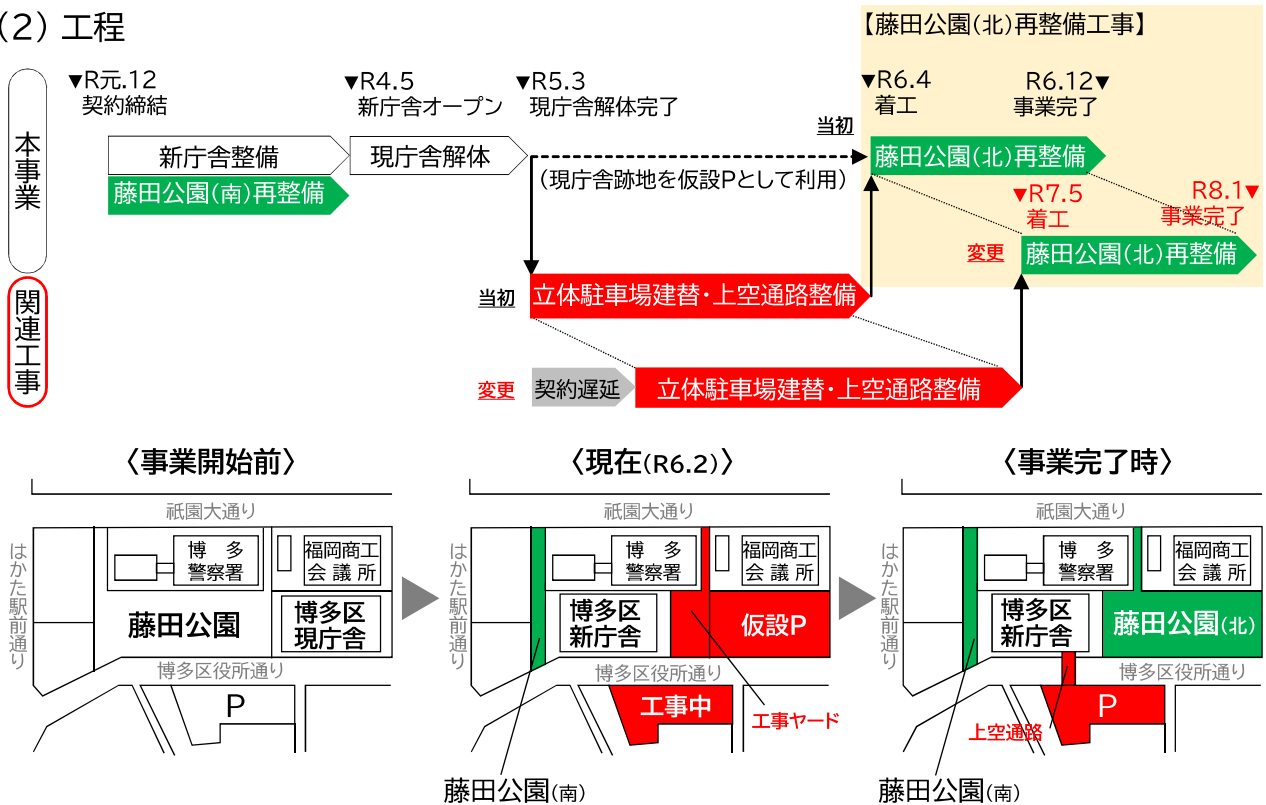
現契約：令和6年4月 から 令和6年12月 まで
 変更後：令和7年5月 から 令和8年 1月 まで

【参考】「博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について」(市民局)

(1) 本事業の目的

耐震対策のため建替えを行う博多区庁舎と藤田公園を一体的に再整備することで、良好な都市空間の形成、防災力の向上、良質な公共サービスを目指すもの。

(2) 工程



(3) 契約変更の理由と内容

本件は、関連工事である博多区役所駐車場の新築工事に係る契約締結時期が当初の予定より遅延したこと等により、本事業に係る契約価額及び履行期間を変更する必要が生じたもの。

	現契約	変更後
契約相手方	大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ	
契約価額	6,281,504,900円 (+1,030,700円)	6,282,535,600円
工期	令和元年12月19日 ～ 令和6年12月13日 (+約13.5ヶ月)	令和元年12月19日 ～ 令和8年1月28日
業務内容	博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び藤田公園再整備事業に係る設計・工事・工事監督業務	

議案第 22 号

博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について

契約件名	博多区新庁舎整備等事業
理 由	本件は、博多区役所駐車場の新築工事に係る契約の締結時期が当初の予定より遅延したこと並びに博多区役所及び同駐車場を安全に往来できる上空通路の新築工事について来庁者への騒音等の影響を軽減するため設計を変更することに伴い、博多区新庁舎整備等事業に係る契約の契約価額及び履行期間を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
原契約日	令和元年12月18日
変更契約日	令和3年2月22日（第1回変更） 令和4年6月22日（第2回変更）
契約価額	変更価額 6,282,535,600円（571,139,600円） 元議決額 6,281,504,900円（571,045,900円） 増 額 1,030,700円（93,700円） ※（ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 期	変更工期 令和元年12月19日から令和8年1月28日まで 元議決 令和元年12月19日から令和6年12月13日まで
<p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手方 大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ 代表者 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設株式会社 福岡市中央区渡辺通一丁目1番1号 西日本技術開発株式会社 福岡市東区千早二丁目2番43号 株式会社 三和興業</p> <p>○工事概要 博多区新庁舎整備等事業 博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び 藤田公園再整備事業に係る設計、工事及び工事監督業務</p> <p>○工 事 地 福岡市博多区博多駅前二丁目</p> <p>○保証期間 博多区新庁舎整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 2年を経過する日まで 工事 受渡完了の日から2年間 藤田公園再整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 1年（コンクリート構造物にあつては、2年）を経過 する日まで 工事 受渡完了の日から1年間 （コンクリート構造物にあつては、2年間）</p>	